

介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスAの申請手続き

恵庭市保健福祉部介護福祉課

令和4年4月

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方

(1) 介護保険法の理念

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

(国民の努力及び義務)

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態等となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の目指すもの

- ◎ 要支援者等に係るサービス提供については、高齢者を含めた幅広い世代の市民・ボランティア団体や事業者等の様々な地域資源を活用し、多様な主体による多様なサービスの提供を推進する。
- ◎ 介護予防ケアマネジメントにより、サービスの提供をケアプランに位置づけるに当たっては、単に支援につなげるだけでなく、要支援者等がその知識や能力を生かして、地域における集いの場に自ら積極的に参加していくように促すなど、社会とのつながりをつくっていくことができるように支援する。

2. 恵庭市の通所型サービス（第一号通所事業）について

(1) サービスの種類

① 通所介護相当サービス（以下、「相当サービス」という。）

介護保険法（以下「法」という。）第115条の4第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、法施行規則第140条の63の6第1号イに規定される旧介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に相当するサービスをいう。

② 基準緩和した通所型サービス（以下、「通所型サービスA」という。）

法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち旧介護予防通所介護の基準を緩和したものをいう。

③ 通所型短期集中予防サービス（以下、「短期集中予防サービスC」という。）

保健・医療の専門職により提供される支援で、3か月から6か月までの短期間で行われるサービスをいう。

（2）事業の一般原則

① 相当サービス、通所型サービスA又は短期集中予防サービスCを実施する事業者（以下、「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

② 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3. 通所型サービスAについて

（1）実施内容

① サービス内容：体操等の運動、レクリエーション等

その他、介護予防に資すると認められるもの

（例）脳トレ、外出、調理実習など

② 対象者：要支援1・2、総合事業対象者

③ 提供時間：2時間以上3時間未満

④ 送迎：有り ※ただし、利用者が自ら通うことができる場合や、家族により送迎がある場合は、必ずしも事業所が送迎する必要はないが、その旨をサービス計画に送迎に関する留意事項とし記載すること

⑤ 自己負担：食事代等については、事業者または利用者が負担すること

⑥ 緩和する基準：人員基準、設備基準、基本報酬

⑦ サービスの開始：令和3年4月1日から

（2）事業者の指定について

① 通所型サービスAを実施する事業者は、市の指定を受けた事業者とする。

② 市の指定を受けるためには、介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定申請書（様式第1号）を提出し、当該指定の適否について審査を受ける必要がある。

③ 指定事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

④ 指定期間は6年間とする。指定の更新を受けるときは、様式第1号の申請書に必要書類を添付し、指定期間の満了日の2月前までに事業所ごとに申請するものとする。

⑤ 指定事業者は、当該指定に係る事項に変更があったときは、変更があった日から10日以内に、介護予防・日常

生活支援総合事業に関する変更届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

- ⑥ 指定事業者は、事業を廃止、休止又は再開しようとするときは、その廃止、休止又は再開の日の1月前までに、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により、市長に届出なければならない。

（3）事業の基準について

人員、設備及び運営の基準、加算・減算については、以下のとおりとします。

① 人員基準

項目	相当サービス	通所型サービスA
①管理者	常勤専従	原則、常勤専従1人とする。
②管理者専従 ただし書き	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	業務に支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能。
③生活相談員	サービス提供時間を通じて専従を1人以上 ※事業所単位で生活相談員又は従事者の1人以上は常勤	—
④生活相談員資格	社会福祉主事または(※)同等の能力を有する者 (※) 次のいずれかに該当する者 ・介護支援専門員（実務経験の有無を問わない） ・社会福祉施設等において、実務経験が1年以上ある介護福祉士 ・社会福祉施設等において、介護に係る計画の作成に関する業務、又は相談・援助業務の実務経験が2年以上ある者	—
⑤看護職員	サービス提供日ごとに、看護関係業務を行う時間帯に、看護師又は准看護師を専従で1人以上 ※病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が通所型サービス事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には看護職員が配置されているものとする。なお、「密接かつ適切な連携」とは、事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制のことである。 ※定員が10名以下の場合は介護職員の配置で可。	—
⑥機能訓練指導員	1以上	—

⑦機能訓練指導員の資格	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師	—
⑧介護職員	勤務延時間数をサービス提供単位時間数で除した数が単位ごとに ・15人までは専従1以上 ・15人超の場合は利用者1人に専従0.2以上 ※常時1以上の確保必要 ※事業所単位で生活相談員又は従事者の1人以上は常勤	・15人までは常勤専従1以上（他事業所の職務の兼務は不可） ・15人超の場合は利用者の数に応じて必要と認められる数
⑨介護職員の資格	—	介護職員は、一定の研修を受講した者 ※「4. 介護職員向けの一定の研修」で解説

【人員基準の解釈】

管理者（Xさん）、従事者（Yさん）の2人で運営が可能。

② 設備基準

項目	相当サービス	通所型サービスA
食堂及び機能訓練室	食堂と機能訓練室の合計面積は、3㎡×利用定員以上必要 ※食事の提供の際に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所も可	サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上）とする。
相談室	遮へい物の設置等により、相談内容の漏えい防止に配慮されていること	相談や静養が必要な場合は、直ちに対応ができる体制を常時整えておくこと。
静養室	遮へい物の設置等により、利用者が静養できるように配慮されていること	
消防設備	消防法に規定された設備を配置していること ・消化設備、非常災害時に必要な設備 ・サービス提供のために必要な設備、備品	必要に応じて整えておくこと。

【設備基準の解釈】

食事や入浴の提供や排せつ等の介助を前提としていないため、食堂は必須ではありません。

サービスを提供するために必要な場所として、（3㎡×利用定員以上）の面積が確保されていれば良いです。

相談室や静養室は、専用の部屋やスペースを常時確保する必要はありませんが、必要な時に、直ちに対応ができる体制を常時整えておくようにしてください。

③ 基本報酬

対象者・頻度	利用回数	相当サービス		通所型サービスA	
		1回につき	1月につき	1回につき	1月につき
要支援1・ 事業対象者	(週1回程度) ※1	384 単位	1,672 単位	307 単位	1,338 単位
要支援2・ 事業対象者	(週2回程度) ※2	395 単位	3,428 単位	316 単位	2,742 単位

【基本報酬の解釈①】

基本報酬の単価は、相当サービスの80%とします。

【基本報酬の解釈②】

※1 … 1月の中において、全部で4回までのサービスを行った場合

※2 … 1月の中において、全部で5回～8回までのサービスを行った場合

④ 加算・減算

項目	相当サービス	通所型サービスA
定員超過・人員欠如による減算割合	通常どおり	なし
中山間地等居住者へのサービス提供加算		
送迎を利用しない場合の減算（同一建物に居住する場合を含む）		
生活機能向上グループ活動加算		
運動器機能向上加算		
若年性認知症利用者受入加算		
栄養アセスメント加算		
栄養改善加算		
口腔機能向上加算		
選択的サービス複数実施加算		
事業所評価加算		
生活機能向上連携加算		
口腔・栄養スクリーニング加算		
科学的介護推進体制加算		
サービス提供体制加算（Ⅰ）	通常どおり	相当サービスと同様
サービス提供体制加算（Ⅱ）		
サービス提供体制加算（Ⅲ）		

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	通常どおり	相当サービスと同様
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		
特定介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		
特定介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		

4. 介護職員向けの一定の研修

3. (3) の人員基準でお示したとおり、介護職員として従事する方は、「一定の研修」を受講していることを資格要件とします。

ここでの「一定の資格」とは、「介護職員初任者研修等」を指します。

「介護職員初任者研修」は、介護に携わる職員として、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われるものです。

通所型サービスAは、相当サービスの人員基準や設備基準を緩和することで、様々な地域資源を活用し、多様な主体による多様なサービスの提供することとしているため、介護職員の資格として「一定の研修を受講していること」を要件に入れることで、高齢者と接し、介護サービスを提供する上での基本的な事項を担保します。

ただし、介護職員初任者研修修了者等の資格を有しない方を介護職員として従事させる場合は、事業者において当該従事者に対して実施すべき研修を修了させ、研修を受けたとわかるものを発行し、本人に渡すこととします。

※この場合、申請の際は、その研修修了証の写しを添付してください。

【一定の研修の解釈①】

一定の研修とは、「介護職員初任者研修」や「旧ホームヘルパー2級」を指します。

【一定の研修の解釈②】

介護職員初任者研修修了者等の資格を有しない方を介護職員として従事させる場合は、事業者において、別紙①研修項目を研修させ、修了証を本人に発行してください。

5. 指定申請書類の提出期間・方法等

(1) 提出期限

指定日の2ヶ月前を目安（遅くとも指定日の前々月末日）

(2) 提出方法

恵庭市保健福祉部介護福祉課（市役所1階 14番窓口）に直接持参、もしくは郵送により提出してくだ

さい。直接持参する場合は、あらかじめ電話によりご予約の上、お越しく下さい。なお、メール、ファックスによる提出は受け付けません。

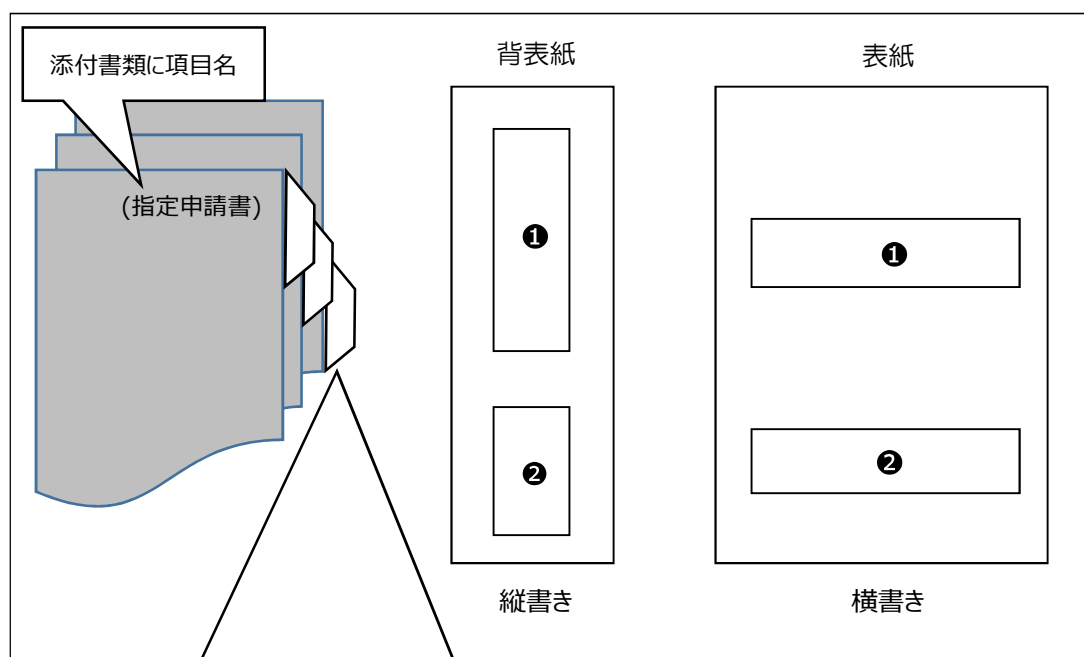
(3) 提出書類

事業者は、次に掲げる指定申請書及び必要書類を指定された期日までに提出してください。

No.1	介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定申請書（様式第1号）	別紙②
No.2	付表2 通所型サービスA事業所の指定に係る記載事項	別紙③
No.3	指定申請に係る添付書類一覧	別紙④
No.4	申請者の登記事項証明書	所定の書式
No.5	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	所定の書式
No.6	事業所の平面図	任意様式
No.7	運営規程	任意様式
No.8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	所定の書式
No.9	誓約書	別紙⑤
No.10	介護職員の資格証明書（介護職員初任者研修修了証等）	所定の書式

(4) 提出書類の体裁

- 1) フラットファイルに書類を綴じて、全体の目次、各ページ番号をつけてください。
- 2) 項目ごとに白紙の仕切り紙を挟み、仕切り紙ごとにインデックスを付けてください。
- 3) 添付書類の順番は、No.3「指定申請に係る添付書類一覧」の順に整理してください。
- 4) 用紙は原則A4版で作成してください。※図面などは折りたたむなどしてA4番版に統一。



インデックスは「指定申請書」、「付表」、「添付書類一覧」の次に、添付書類の順番に応じた番号（①～⑦）のインデックスを付けること

フラットファイルに、次のとおり見出しをつけてください。

- ① 通所型サービス A （事業所名）指定申請書一式
- ② 事業者名

6. 留意事項

- ・事業の継続性を十分に検討・精査した上で申請してください。
- ・提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- ・書類の作成、提出に必要な費用は、全て応募者の負担とします。
- ・申請書類等については、本市ホームページに掲載していますので、各自ダウンロードしてご利用ください。

7. 担当窓口

恵庭市京町 1 番地

恵庭市保健福祉部介護福祉課 指導担当（1 階 14 番窓口）